

議案第15号

特別職の職員で常勤のもの及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のもの及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

市長、副市長及び教育長が経営改革を断行する意志を示すため、その給料月額を30パーセント引き下げるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が施行されることに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

特別職の職員で常勤のもの及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のもの及び教育長の給与の特例に関する条例（平成17年富津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間、第1条中「100分の11」とあり、及び「100分の10」とあり、並びに第3条中「100分の9」とあるのは「100分の30」と読み替えるものとする。

第2条 特別職の職員で常勤のもの及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

題名中「及び教育長」を削る。

第1条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改め、「100分の10」の次に「、教育長にあってはその100分の9」を加える。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第3条及び第4条を削る。

附則第4項中「及び「100分の10」とあり、並びに第3条中」を「「100分の10」とあり、及び」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与の特例に関する条例の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のもの及び教育長の給与の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。